

令和4年度予算の確保に向けた
国への要望

令和3年11月 三重県

目 次

【要望項目】

1	新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備（厚生労働省）	1
2	新型コロナウイルス感染症に係る地域の感染状況や実情に応じた 対応（内閣官房）	2
3	新型コロナウイルスワクチンに係る接種体制の整備（内閣官房）	3
4	医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 （厚生労働省）	4
5	防災DXの推進による災害対応力の強化 （内閣府、デジタル庁、文部科学省）	6
6	防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進	
(1)	災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力 かつ計画的な推進（内閣官房、財務省、国土交通省）	8
(2)	農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と継続強化 （農林水産省）	10
7	「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好 循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」 に資する社会資本整備の推進（財務省、国土交通省）	12
8	社会資本整備に係る地方財政への支援・充実（国土交通省）	16
9	背後圏産業の発展や経済を支え、安全・安心を高める四日市港の整 備推進（財務省、国土交通省）	22
10	カーボンニュートラルポート(CNP)形成に向けた財政支援 （国土交通省）	23
11	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林水産事業者への支援 の継続・強化（農林水産省）	24
12	地方への観光誘客に向けた取組の推進（内閣府、国土交通省、観光庁）	25
13	リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最 大化への支援強化（国土交通省）	26
14	地方創生の取組に向けた支援（内閣官房、内閣府）	28
15	情報基盤改革への支援（デジタル庁、総務省）	30
16	自治体情報システムの標準化・共通化についての支援 （デジタル庁、総務省）	31
17	地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財 源の確保・充実等（総務省）	32

1 新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備

(厚生労働省)

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等による地方への財政支援を継続すること。
- 2 地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、これまでの支援を充実させるとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等に新たな支援メニューの創設を行うなど、戦略的かつ継続的に対処すること。
- 3 医療機関等の従事者に対する慰労金交付事業を再度実施するとともに、実施にあたっては、手続きの簡素化や国による直接事業化など、迅速な支給が可能となるよう制度設計を行うこと。また、対象者として薬局従事者を追加すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を最大限活用し、病床や宿泊療養施設の確保、医療機関に対する検査機器の導入支援や地域外来検査センターの整備などによる検査体制の確保、CT、人工呼吸器等の医療機器の導入支援、個人防護具の配布等を行い、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」とします。）に係る医療提供体制の充実・強化を図っているところですが、第5波において、本県を含め全国で医療提供体制がひっ迫したことをふまえ、今後も引き続き万全な医療提供体制の整備が必要です。

新型コロナの収束が見込めず、地方財政は極めて厳しい状況下にある中、医療提供体制のさらなる充実を図るためには、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による財政支援の継続が必要です。

- 2 新型コロナの影響により各医療機関の収益は悪化しており、日本医師会の調査によると、令和2（2020）年4月から令和3（2021）年4月までの医業収益等の対前年増減額の累計はマイナスとなっており、新型コロナの流行以前との比較である対前々年同月比（4月）はマイナスとなっています。

医療機関への支援として行われた診療報酬の特例的な加算については、令和3（2021）年9月末で廃止または縮小され、新たな支援として感染防止対策に係る補助金の創設や、新型コロナウイルス感染症疑い患者の外来診療に係る診療報酬上の特例措置などが拡充されましたが、感染防止対策に係る補助金については対象期間が令和3（2021）年12月末までとされており、今後の感染拡大に備えるためには、対象期間の延長と補助額の増額が必要です。

新型コロナの収束が見込めない中、地域医療を支える医療機関の経営悪化に歯止めをかけ、持続可能な経営を確保するため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援を継続するとともに、例えば、患者受入医療機関の医療従事者の処遇改善や、診療・検査医療機関への直接的な財政支援といった新たなメニューを創設するなど支援を拡充する必要があります。

- 3 新型コロナへの対応が長期に及んでいることから、医療機関等の従事者に対する慰労金交付事業を再度実施し、医療機関等に勤務する医療従事者や職員を支援する必要があります。また、給付に係る事務が煩雑であることから、実施にあたっては、手続きの簡素化や国による直接事業とするなど、迅速な支給が可能となるような制度とすることが必要です。加えて、薬局の従事者についても、医療機関等の職員と同様に、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って業務に従事していることから、慰労金交付事業の給付対象に加えることが必要です。

事務担当 医療保健部感染症対策課

関係法令等 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

2 新型コロナウイルス感染症に係る地域の感染状況や実情に応じた対応

(内閣官房)

- 1 まん延防止等重点措置、緊急事態措置について、地域の実情を把握している知事の要請に迅速に応じ、各指標や近隣府県の状態をふまえ機動的に対応するとともに、基本的対処方針の変更は、県民・事業者への周知期間が十分確保できるようにすること。
- 2 緊急事態措置適用時においても、地域の実情に応じ、例えば飲食店の営業時間などについて地域ごとに知事が要請内容を決定できるような仕組みを導入すること。

《現状・課題等》

- 1 令和3(2021)年7月から9月にかけて新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」とします。)の感染拡大が進み、いわゆる第5波となりました。新型コロナは急激に感染拡大が進むため、今後も第5波と同様の急速な感染拡大の発生が予想されます。

本県では、感染拡大期に迅速に対策を実施するための基準を明確化し、基準値に達した場合は即座に対応することとしています。このような県独自の対策と、さらなる感染拡大が見込まれる場合に政府の決定に基づき実施する「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」による対策は、段階的に実施することが基本ではあるものの、急激な感染拡大が発生した場合には、「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」といった強い措置を早期に実施しなければならない場合も考えられます。

このため、地域の実情を把握している知事からの要請への迅速な対応はもとより、県独自の対策の有無に関わらず、各種指標や近隣府県の感染状況もふまえた機動的な判断が必要です。

「まん延防止等重点措置」等の措置内容は、政府の基本的対処方針を基に各都道府県知事が決定し、住民や事業者に要請を行います。特に営業時間短縮要請などは事業者の準備期間が必要であり、可能な限り速やかに周知する必要があります。第5波において本県に「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」が適用された際には、決定から適用まで2日程度しかなく、周知期間が十分ではありませんでした。

こうしたことを防ぐためにも、措置内容については迅速に決定したうえで、適用までに十分な周知期間を確保することが必要です。

- 2 「緊急事態措置」については、県民に厳重な警戒を呼び掛け、人流を抑制することに効果があると考えられます。一方で、同じ県内であっても地域により、感染者の発生状況、人口、店舗の集積状況が大きく異なり、措置による人流抑制の効果も異なると考えられます。特に本県においては、南北で人口や店舗の集積状況は大きく異なり、第5波における感染者数についても全域で多数発生したものの、南部地域ほど少ない傾向がありました。

このような中、県内一律で措置を実施するのではなく、例えば、飲食店の営業時間短縮要請にあたり営業時間に差を設けるなど、地域の実情に応じた対策を実施できる仕組みが必要です。

事務担当 防災対策部危機管理課

関係法令等 新型インフルエンザ等対策特別措置法

3 新型コロナウイルスワクチンに係る接種体制の整備

(内閣官房)

新型コロナウイルスワクチンの追加接種の実施に向けて、必要なワクチンを確保し、早期に自治体の接種計画策定に必要となる供給量の目安と供給スケジュールを示すこと。

《現状・課題等》

本県では、ワクチン接種促進のため、県内市町へのワクチン供給にあたっては、各市町の接種計画や進捗状況等を丁寧に聴き取ったうえで、必要とする市町に必要な量のワクチンを配分するとともに、供給率が平準化されるよう調整を行ってきました。その結果、10月19日時点の全年代接種率は1回目接種で75.6%、2回目接種で67.4%と、全国平均を上回る状況となっています。

さらに、若年層への接種を進めるため、県営接種会場において優先予約期間を設けるなどの取組を行っており、1回目接種の年代別接種率（10月18日時点）は、12歳から19歳で62%を超え、20歳代でも67%を超えました。12歳以上全体では81.84%となり、今後もさらに接種率の上昇が見込まれます。このような状況をふまれば、追加接種の対象は12歳以上人口の8割を大きく超えることを想定する必要があり、多くの対象に追加接種を円滑に実施していくためには、各市町において的確な接種計画を策定することが重要です。

一方で、1回目・2回目接種の際には、供給量の急激な減少により、一部の自治体で予約の停止を余儀なくされる事態が生じるなど混乱が生じ、接種を希望する県民に不安を与えることとなりました。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種の実施に向けては、2回目接種実績に基づき、必要なワクチンを十分に確保し、早期に自治体の接種計画策定に必要となる供給量の目安と供給スケジュールを明確に示すことが必要です。

4 医師の確保および看護職員の確保・育成に向けた取組の推進 (厚生労働省)

1 医師の確保に向けた取組の推進

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応や医師の働き方改革の推進等による地域医療への影響をふまえ、大学が医師不足地域に必要な医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、現行どおり医学部臨時定員増の措置を継続すること。また、歯学部振替枠の廃止に伴う診療科指定の地域枠臨時定員の設定等、医学部定員に関する新たな制度を創設するにあたっては、地域の実情をふまえた適切な制度を設計すること。
- (2) へき地や離島の診療所において、持続可能な地域医療提供体制を構築するため、へき地の診療所等でオンライン診療を行う場合の医師の所在について、医師の自宅等で行った診療についても保険適用とするよう診療報酬算定要件の緩和を行うこと。

2 看護職員の確保・育成に向けた取組の推進

- (1) 助産師確保に向けた取組を進めるため、都道府県別の助産師需給推計を行うとともに、算定方法および算定に用いたデータについて十分な情報提供を行うこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策をふまえ、潜在看護職員の把握および再就職支援の重要性が再認識されたことから、看護職の届出制度の全国的な周知により一層取り組むとともに、ナースセンターのサテライト事業に対して、地域医療介護総合確保基金による支援を継続すること。また、感染管理に携わる感染管理認定看護師の養成が急務となっていることから、特定行為を含む感染管理認定看護師教育課程の受講促進に対する支援を継続すること。
- (3) 質の高い看護職員を確保・育成し、また、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、看護職員の養成から新人教育に至る各段階において、教育現場の状況に応じた情報機器の整備等、より効果的なオンライン教育や効果的な実習・演習等が行えるよう、補助制度の柔軟な運用を図ること。また、看護学生の負担軽減を図るため、看護師等国家試験会場の分散化と早期の受験会場の決定を行うこと。

《現状・課題等》

- 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」とします。）への対応のため業務が増しており、また、国で検討が進められている医師の働き方改革の推進（令和6（2024）年度の施行予定）等により、地域で必要な医師のさらなる増加が見込まれます。医学部定員については、平成20（2008）年度以降、へき地等に一定期間勤務することを義務付けた地域枠設置を要件とした臨時定員の増員が行われていますが、地域に必要な医師が十分に確保されるまで、引き続き臨時定員を含む医学部定員を確保していく必要があります。
- 国の「医療従事者の需給に関する検討会・医師需給分科会」では、令和5（2023）年度に向けた医学部定員の議論の中で、廃止される歯学部振替枠（44名）を活用した診療科指定の地域枠臨時定員枠の設定が検討されています。診療科指定の地域枠は入学段階から卒後の診療科を指定するため、医学部教育や卒後の臨床研修、専門研修における取扱いなどに配慮が必要であり、これらが適切に運用されるよう制度設計する必要があります。

- 本県の離島の診療所では、オンライン診療を活用し複数の診療所を複数の医師で運用するグループ診療を推進していますが、夜間等に急病等が発生した場合、医師が医療機関に向いて診療する必要があり、離島における医療提供の課題となっています。オンライン診療に関する指針では、必ずしも医療機関内で診療する必要がないとされている一方、診療報酬算定要件では、医療機関内で診療することが条件となっていることから、へき地医療を維持するためには算定要件の緩和を行うことが必要です。
- 本県では、就業助産師数が全国下位（44位）にあるため、助産師確保に向けた取組をさらに進める必要があります。令和元（2019）年に国が実施した看護職員の需給推計の中間とりまとめでは、看護職員全体の需給推計のみとなっているため、助産師数の需給推計についても看護職員の需給推計と整合性のある方法で行うとともに、算定方法および算定に用いたデータなどの情報提供が必要です。
- 本県では、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づく免許保持者の届出制度を従来の復職支援に加えて、新型コロナ対策のための看護人材の確保にも活用しています。また、本県では、より身近な地域で復職支援等が受けられるよう、平成27（2015）年12月に「三重県ナースセンター四日市サテライト」を開所し、人口の多い北勢地域における復職者の確保につなげています。今後もきめ細かな復職支援を実施するためには医療機関等への広報活動に注力するとともに、地域医療介護総合確保基金による支援をはじめとした財政支援が必要です。
- 新型コロナへの対応では、感染管理認定看護師は自施設内における感染症の発生予防やクラスター発生施設における感染拡大防止に重要な役割を果たしていますが、各医療機関には十分な配置がされていません。特定行為を含む感染管理認定看護師教育課程（B課程）の令和3（2021）年度の開講は現時点で全国で2施設のみであり、県内施設においても令和4（2022）年度開講に向けた準備を進めていることから、受講促進に対する支援が必要です。
- 新型コロナの拡大に伴い、看護師等養成所では休校や医療機関での実習中止等を余儀なくされており、養成所間で教育の差が生じることがないように教育環境の整備を図る必要があります。国において令和2（2020）年度から「地域医療提供体制確保のための看護師等養成所におけるICT等の整備事業」が実施されていますが、オンライン教育を行ううえで必要となるパソコン、タブレット、モバイル端末は補助対象外となっており、養成所の負担が大きいことから、補助制度の教育現場の状況に応じた柔軟な運用が必要です。
- 就業先の医療機関等では、臨地実習の経験が少ない中、新人看護職員に対し感染対策に配慮しながらこれまで以上にきめ細かな教育を行っており、負担が大きくなっています。国では令和3（2021）年度に「新型コロナウイルスの影響に係る看護職員卒業後フォローアップ研修事業」を新設しましたが、対象は就業先の新人看護職員研修では補えない領域や分野の臨床現場での体験学習に限られており、医療提供体制のひっ迫により養成所の臨地実習も十分に実施できていない中、他施設の新人看護職員の研修を受け入れることは困難です。新人看護職員のリアリティショックの軽減や職場適応を促進することによる早期離職の防止や、臨床で指導する看護職の負担軽減を図るため、補助制度の柔軟な運用が必要です。
- 看護師国家試験は例年12都道府県（約30会場）で行われていますが、昨年度は新型コロナの流行に伴い、試験会場を分散し21都道府県（101か所）で実施されました。しかし、今年度は再び12都道府県での実施となっており、感染拡大地域へ移動せざるを得ない場合も想定されるため、受験者数に見合った適切な試験地の選定や感染対策を考慮した試験会場の分散化を行うとともに、受験者が混乱しないよう早期の周知が必要です。

事務担当 医療保健部医療介護人材課、医療政策課

関係法令等 医療法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、
看護師等の人材確保の促進に関する法律、保健師助産師看護師法

5 防災DXの推進による災害対応力の強化

(内閣府、デジタル庁、文部科学省)

防災DXの推進によって地方自治体の災害対応力を強化するため、国主導で全国的・広域的に導入すべきシステムを整備すること。特に、防災DXによって大きな効果が見込まれる次のシステムについては、早急に全国的・広域的な整備に向けた検討を進めること。

- 1 沿岸の自治体等へ津波予測情報を提供するための広域的な津波予測システム
- 2 災害情報をいち早く防災対策に反映するためのAIを活用した災害情報収集システム
- 3 災害救助法による求償手続きを効率的に実施するためのシステム

《現状・課題等》

地方自治体の防災対策において、デジタルやAIを最大限活用することは、さまざまな情報元から迅速に災害情報を収集し、多様な媒体で避難の呼びかけを住民に伝達することができるなど、災害対応力の飛躍的な向上につながります。内閣府が本年5月に公表した「防災・減災、国土強靱化新時代の実現のための提言」においても、デジタル技術による防災情報の収集・分析・加工・共有体制の進化が示されているところです。国が防災分野におけるDXを推し進め、全国的・広域的に整備・活用すべきものについては整備を主導することで、地方自治体の災害対応力の強化を図ることができます。

特に、次のシステムについては、全国的・広域的な整備により、災害対策に大きな効果が見込まれます。

1 沿岸の自治体等へ津波予測情報を提供するための広域的な津波予測システム

本県では、国立研究開発法人海洋研究開発機構および国立研究開発法人防災科学技術研究所の協力を得て、南海トラフ地震による津波高や津波到達時間、浸水範囲等の津波予測を行う「地震・津波観測監視システム（DONET）を活用した津波予測・伝達システム」を令和元（2019）年度に導入しました。

現在、国がDONETと同様の津波観測システムとして高知県沖から日向灘にかけて整備を進めているNetが完成すれば、既に東日本太平洋沖に設置されているS-netと併せて、太平洋側における高精度な津波観測網が完成します。これらの観測網を活用し、沿岸の自治体等へ津波予測情報を広域的に提供することは、本県のみならず、わが国の津波対策を効果的に進める上で非常に有効であると考えます。

また、こうした津波予測情報を、国、地方自治体、防災関係機関等が即時に共有し、災害対策活動に生かすことができるよう、津波予測システムを防災地図情報のプラットフォームであるSIP4Dと連動させるなど、システム間の連携を図ることが必要です。

2 災害情報をいち早く防災対策に反映するためのA Iを活用した災害情報収集システム

本県では、市町職員や消防団員等が現場で入手した情報を、A Iを活用して災害の種類に応じて分類し、地図上にマッピングすることで、正確な情報をリアルタイムに把握できるシステムを整備し、被害情報の迅速な収集と県民の適切な避難行動の促進に取り組んでいます。また、広くSNSに投稿された情報からA Iが災害に関する情報を抽出するシステムを運用し、県内の被害等を早期に幅広く把握して災害対応に活用しています。

これらのシステムによって、現場の情報をいち早く県の防災対策に反映することが可能となっており、全国的に展開することでわが国の災害対応力の強化に資するものと考えられるため、国がA Iを活用した災害情報システムを開発し、恒久的に全国運用することが望まれます。

3 災害救助法による求償手続きを効率的に実施するためのシステム

大規模な災害が発生した場合、災害救助法に基づき、被災自治体以外の都道府県等が救助の応援を行い、後日、応援自治体が被災自治体に救助費用を求償することになっています。

これらの求償手続きにおいては、レシートなどの全ての証拠書類を整理して被災自治体に送付し、被災自治体が各応援自治体から送付された膨大な証拠書類を確認しており、災害救助法による求償手続きが大きな事務負担となっています。

こうした状況をふまえ、内閣府では、都道府県等を対象とした実態調査や全国知事会との意見交換を行うなど、手続きの改善に向けた検討が進められています。

地方自治体が災害救助法に基づく求償手続きを効率的に実施できるよう、手続きのデジタル化が可能となるシステム整備が必要です。

6 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進

(1) 災害に屈しない県土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進

(内閣官房、財務省、国土交通省)

地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するため、必要かつ十分な予算を、当初予算を含め、通常の予算とは別途、計画的・持続的に確保すること。

災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速化するため、地方整備局等の人員の確保・充実を継続的に図ること。

《現状・課題等》

- 1 令和3(2021)年は、紀伊半島大水害および東日本大震災から10年の節目を迎えましたが、2月の宮城県、福島県での震度6強の地震や8月の西日本を中心とした記録的な大雨による土砂災害や河川氾濫の発生など、毎年のように記録的な豪雨や大型台風、地震等による自然災害が全国各地で発生しています。災害の様相も頻発化・激甚化・広域化している状況に鑑みても、国土強靱化は、待ったなしの状況にあります。

本県では、災害に屈しない県土づくりに向けて、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」とします。)により、過去3か年平均の約2倍の国土強靱化予算を確保し、ハード・ソフト一体となった防災・減災、国土強靱化の取組を強力に推進しています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ地域経済を下支えするため、令和2(2020)年度からは、公共事業の上半期契約率の目標を令和元(2019)年度実績並みの65%に設定し、令和2(2020)年度は76%、令和3(2021)年度は80%と目標を大きく上回る早期執行を実現しました。

本県では、「5か年加速化対策」の実施に際して、県土整備部が管理する道路、河川等の施設への主な対策について、県独自の「5年後の達成目標」を策定・公表し、対策を強力かつ計画的に講じています。本目標は、国土強靱化予算が同水準で5年間継続することを前提に目標を設定しています。このため、必要かつ十分な予算を、通常の予算とは別途、計画的・持続的に確保することが必要です。

「5か年加速化対策」の初年度は、国の令和2(2020)年度補正予算で措置されましたが、補正予算で措置された場合、直前まで時期や規模等が分からないため、計画的な発注準備等ができません。また、工事契約までには、地元調整、積算、契約手続き等に期間を要しますが、再度繰越が出来ないため、年度末成立の補正予算では、実質1年に満たない工期しか確保できず、さらに、原則出水期には施工が出来ない河川内工事や砂防工事は、特に工期の確保が困難であるなど、補正予算で措置された場合、大規模工事や資材調達に時間を要する工事が実施できません。

地方自治体が中長期的な見通しのもと、強力かつ計画的に防災・減災、国土強靱化を推進するためには、必要かつ十分な予算を、当初予算を含め、通常の予算とは別途、計画的・持続的に確保することが必要です。

TEC-FORCEは、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方自治体等への支援が行えるよう、平成20(2008)年4月に創設され、各地方整備局等の職員が活動しています。平成23(2011)年の紀伊半島大水害では、国土交通大臣の指示のもと、発災直後からTEC-FORCEとして専門知識を有する職員の派遣や災害対策用資機材の広域運用を開始し、発災後約1ヶ月の間にのべ4,300人・日を超える体制で、被災した三重県、奈良県、和歌山県において、被災状況調査、現地対策本部(自治体)の運営支援、大規模な土砂災害等に対する高度技術支援、応急対策・被害拡大防止(排水ポンプ車等災害対策用機械の設置等)が実施されました。

大規模自然災害による被害が相次ぐ中、大規模災害からの復旧・復興や災害発生時におけるTEC-FORCEの地方自治体への派遣に加え、地域の防災・減災、国土強靱化の取組を図る観点から、地方整備局および北海道開発局の執行体制を強化するため、令和2(2020)年度は、平成13(2001)年の中央省庁再編以降初めての増員となる101人が、令和3(2021)年度も134人が純増されました。

しかし、地方整備局等の定員は、発足時の20年前に比べ2割以上も減少しており、自然災害が激甚化・頻発化しインフラ老朽化が急速に進む中、災害発生時における地方自治体への迅速な支援に加え、地域の防災・減災、国土強靱化を加速化するための支援の充実が必要であり、地方整備局等の人員はまだまだ必要です。

事務担当 県土整備部県土整備総務課、道路企画課、道路建設課、道路管理課、河川課、
港湾・海岸課、防災砂防課、都市政策課、下水道事業課
関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
等

6 防災・減災、国土強靱化の強力かつ計画的な推進

(2) 農山漁村地域における防災・減災、国土強靱化対策の推進と継続強化

(農林水産省)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」とします。)を強力かつ計画的に進められるよう、必要かつ十分な予算を当初予算において安定的に確保すること。

1 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく農業用ため池の防災工事等や、市街地・集落を含む流域治水対策を担っている排水機場等の耐震化対策、長寿命化について、必要かつ十分な予算を当初予算において安定的に確保すること。

2 近年、台風の大型化や局地的な豪雨等により山地災害の危険性が増す中、治山施設や森林の整備を進め、災害に強い森林づくりを推進するとともに、治山施設の長寿命化対策を計画的に実施していくため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。

また、災害時に市町道等の代替路となる林道の整備を早期に推進するため、「山村強靱化林道整備事業」予算並びに「個別施設計画」に基づく林道施設の管理・更新を着実に実施する予算を十分に確保すること。

3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における漁港・海岸保全施設の整備を計画的かつ着実に進めるため、「5か年加速化対策」について、必要な予算を当初予算において安定的に確保すること。

漁港・海岸保全施設の長寿命化対策を加速させるため、これまでに策定した長寿命化計画の見直しに係る調査費を補助事業の対象とすること。

《現状・課題等》

激甚化する風水害や切迫する南海トラフ地震等の大規模災害への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速等への取組を推進するため、「5か年加速化対策」により、必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、防災・減災対策に係る必要かつ十分な予算を当初予算において安定的に確保することが必要です。

1 選定基準の見直しにより、ソフト・ハード対策が必要なため池が約3倍に増加する中、本年2月に、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、1,566か所のため池を防災重点農業用ため池に指定しました。これらのため池については、同法に位置付けられた防災工事等推進計画に基づき、防災工事等を計画的かつ集中的に推進する必要があります。

また、市街地・集落を含む流域治水対策を担っている排水機場については、湛水防除事業等により造成した排水機場139か所のうち、76%となる105か所が、令和2(2020)年度末に標準耐用年数を超過し更新時期を迎えているとともに、河川から農業用水の取水を目的に築造された頭首工の多くで老朽化が進み、ゲートの倒伏不能、堰本体の倒壊等を起因とする洪水時の堤防決壊等による下流地域の被害発生が懸念されています。

地方自治体が中長期的な見通しのもと、「5か年加速化対策」を活用して、防災重点農業用ため池、排水機場、頭首工の防災・減災対策を強力かつ計画的に推進するためには、必要な予算を当初予算において安定的に確保することが必要です。

2 近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する山地災害の頻発、老朽化による治山施設の機能低下が懸念されています。

こうした中、治山施設や森林の整備を進め、災害に強い森林づくりを推進するとともに、治山施設の「個別施設計画」に基づく長寿命化対策を計画的に実施していくため、治山事業の予算を十分に確保することが必要です。

また、激甚化する豪雨災害等により市町道など地域の生活道が被災し、一時的な孤立集落が発生することが懸念されることから、被災時の代替路となる林道を早期に整備するため、令和2（2020）年度第3次補正予算において創設された「山村強靱化林道整備事業」予算を十分に確保することが必要です。

さらに、令和2（2020）年度までに林道管理者が策定した林道施設の「個別施設計画」において、緊急的に対策を講じなければならないと判断された施設（健全度Ⅲ、Ⅳ）について、計画に基づく更新を着実に推進するための予算を十分に確保することが必要です。

3 南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、漁港施設や海岸保全施設について、耐震化・耐津波対策等の整備を早急かつ計画的に進めるよう地域住民から強く求められています。これらの施設の整備には多くの費用と期間を要することから、中長期的な見通しのもと、計画的かつ着実に対策を進めるためには、「5か年加速化対策」に基づく予算を当初予算において安定的に確保することが必要です。

また、多くの漁港施設や海岸保全施設については、長寿命化計画を策定し最適な時期に必要な工事を進めてきましたが、半数の施設については、長寿命化計画の策定から5年以上が経過し、計画の見直しが必要となっています。

漁港施設や海岸保全施設の長寿命化対策を加速させるためには、長寿命化計画の見直しに係る調査費を補助事業の対象とするなど、地方財政を支援する措置が必要です。

事務担当 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課
関係法令等 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法、土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律

7 「国民の安全・安心の確保」、「社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大」、「豊かで活力ある地方創りと分散型の国づくり」に資する社会資本整備の推進

(財務省、国土交通省)

- 1 東海環状自動車道について、県境トンネル工事に早期着手するとともに、令和8（2026）年度の全線開通に向けて着実に整備を推進すること。
新名神高速道路四日市JCT～亀山西JCT間の6車線化について、早期事業化すること。
東名阪自動車道大山田PAスマートIC（仮称）について、国による準備段階調査に早期着手すること。
- 2 地方創生、国土強靱化に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線のミッシングリンク解消に向けて熊野道路、紀宝熊野道路および新宮紀宝道路の整備を推進し、高速道路紀伊半島一周を早期実現すること。
紀勢自動車道および熊野尾鷲道路について、4車線化事業中区間の早期完成を図るとともに、残る無料区間を含めた2車線区間の4車線化の早期事業化を図ること。
- 3 国道23号鈴鹿四日市道路の整備を推進すること。
国道1号北勢バイパス、国道23号中勢バイパスの全線開通に向け整備を推進すること。
- 4 国道1号桑名東部拡幅の老朽化著しい伊勢大橋の架替について、強力に整備を推進すること。
国道42号松阪多気バイパスの朝田町南交差点立体化について、着実に整備を推進するとともに、4車線化の事業着手すること。
名神名阪連絡道路について、連携して計画の具体化を図るとともに、「重要物流道路」として指定すること。
- 5 鈴鹿亀山道路について、補助事業での早期事業化を図ること。
鈴鹿亀山道路を「重要物流道路」として指定すること。
- 6 コロナ禍をふまえた地方創生の実現に向け、各都市の駅を中心とする空間整備について、支援を行うこと。
- 7 リニアインパクトの最大化に向け、リニア中間駅を核とした道路ネットワークの検討について、支援すること。
- 8 木曾三川および鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川・勢田川の直轄河川改修事業について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 9 川上ダムについて、令和4（2022）年度の事業完了に向け、必要な予算を確保すること。
名張川および木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修事業について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、新たに見直した河川整備計画に基づく事前防災・減災対策の加速化を図ること。

- 10 木津川水系直轄砂防事業について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に講じ、事前防災・減災対策の加速化を図ること。
- 11 七里御浜海岸の長期に渡る安全・安心を早期に確保するため、整備を直轄事業化すること。
鵜殿港の配置等の検討に係る技術的な支援を行うこと。
- 12 熊野川において、河川整備基本方針に基づく河川整備計画を速やかに作成し、河川整備を推進すること。
熊野川における濁水対策について、これまでの取組の効果検証および継続的なマネジメントを実施すること。
- 13 令和5（2023）年度の事業完了に向け、津松阪港直轄海岸の整備を着実に推進すること。
- 14 国営木曾三川公園（桑名七里の渡し公園）の早期全面開園をめざし、七里の渡し地区の整備を推進すること。

《現状・課題等》

- 1 東海環状自動車道の大安IC～北勢IC（仮称）間については、令和6（2024）年度に開通する予定であり、沿線地域では開通を見越した設備投資が進められおり、また、北勢IC（仮称）～養老IC間については、令和8（2026）年度の開通見通しが示されています。北勢地域のさらなる産業振興や観光振興、県民の安全・安心の確保に向け、工程の要となる県境トンネルを早期発注するとともに、全線開通に向けた着実な整備の推進が必要です。
新名神高速道路は、新東名高速道路と一体となり、3大都市圏を結ぶ日本の新たな大動脈として人の交流と物流において重要な役割を担うとともに、東名・名神高速道路の代替機能を果たすうえで不可欠な高速自動車国道です。国内輸送の約9割を担う貨物自動車による効率的な物流ネットワーク構築が進められる中、物流のあり方を大きく変える可能性があるトラック隊列走行の実現を見据え、その基盤となる新名神・新東名の6車線化が進められています。三重県区間においては、亀山西JCT～大津JCTの6車線化について、令和4（2022）年度から順次開通予定が示されている一方、四日市JCT～亀山西JCTは事業化されておらず、早期事業化が必要です。
現在、桑名市において東名阪自動車道大山田PAスマートIC（仮称）の計画検討が進められており、国として必要性の確認に向けた勉強会を実施しています。産業活動を支援し、防災機能を強化する大山田PAスマートIC（仮称）の整備に向け、国による準備段階調査の早期着手が必要です。
- 2 東紀州地域は、国土幹線軸から離れているという地理的条件から、交通体系の整備が遅れており、発生が危惧されている南海トラフ地震への備えとして、高規格道路の整備による交通ネットワークの強化が必要です。また、国道42号は台風や豪雨等により度々通行止めが発生することから、国土強靱化に向けた国道42号のダブルネットワーク化が求められています。
一方、この地域は優れた観光資源や農林水産資源の活用による地域振興、企業立地による雇用の創出など地方創生のポテンシャルの高い地域であり、道路ネットワークの強化によるさらなる発展が期待されています。
このことから、地方創生、国土強靱化に資する「命の道」近畿自動車道紀勢線の整備を推進し、紀伊半島一周高速道路の早期実現が必要です。また、紀勢自動車道および熊野尾鷲道路について、4車線化事業中区間の早期完成を図るとともに、無料区間を含めた2車線区間の4車線化の事業化が必要です。
- 3 北勢・中勢地域では、現道の国道1号、国道23号の渋滞が著しく、社会経済活動において大きな損失となっています。また、大規模災害時には、国道23号の機能が停止し、救援救助に支障が生じる可能性があります。渋滞緩和による企業活動の生産性の向上や発災時の道路機能の確保のため、北勢バイパス、鈴鹿四日市道路、中勢バイパスの一体整備による南北主要幹線道路のダブルネットワーク化が必要です。

4 国道1号伊勢大橋周辺では、著しい渋滞が発生しています。また、伊勢大橋は、昭和9(1934)年に完成してから長年にわたり激しい道路交通を支え続けてきた結果、著しく老朽化していることに加え、耐荷力不足により20t超過車両(特殊車両)は通行できず、迂回せざるを得ない状況です。伊勢大橋を架け替え、右折レーンの設置による渋滞の解消とともに、生産拠点間の輸送時間を短縮して物流の効率化を図るためにも、整備推進が必要です。

松阪多気バイパスについては、平成30(2018)年3月に暫定2車線で全線開通により交通量が増加しています。県道鳥羽松阪線との朝田町南交差点では、渋滞長が逆に増加しており、立体交差化の整備推進が必要です。

本県の東西方向には名神高速道路や新名神高速道路、名阪国道がネットワーク化されていますが、それらを南北に結ぶ幹線道路が整備されていません。地域のさらなる発展のためには、名神名阪連絡道路の整備が必要であり、計画の具体化のために調査の推進が必要です。

また、平成30(2018)年3月の道路法改正により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路網を指定し、機能強化や重点支援を実施する「重要物流道路制度」が創設されました。物流上重要な役割を担う名神名阪連絡道路を「重要物流道路」に指定し、早期整備を図ることが必要です。

5 鈴鹿亀山地域は製造業を中心とした産業集積地ですが、高速道路が内陸部にあり、鈴鹿市中心部からはアクセスに時間を要しています。また、沿岸部は津波浸水区域や液状化想定区域となっています。鈴鹿亀山道路は、平常時の企業の生産性向上による産業振興に寄与するとともに、大規模災害時の迅速な救援・救助や復旧・復興活動に機能する道路として令和3(2021)年2月16日に都市計画決定されました。産業活動を支援し、防災機能を強化する鈴鹿亀山道路の早期事業化が必要です。

また、鈴鹿亀山道路は延長が10.5kmに及び、また亀山JCTに直結することなどから、多額の建設費や高度な技術力を要すること、高い管理水準の実現などの課題があり、国による整備手法の検討の支援が必要です。

さらに、物流上重要な役割を担う鈴鹿亀山道路を「重要物流道路」に指定し、早期整備を図ることが必要です。

6 近鉄四日市駅周辺については、リニア中央新幹線東京・名古屋間の2027年開業効果を見据えて、分散するバス停を集約し利用者の乗換利便性等を改善するとともに、周辺のまちづくりと連携することで賑わいのある空間を創出するなど地域経済の活性化を図るため、国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業が事業化されました。

また、津駅周辺の道路空間については、「津駅周辺道路空間検討委員会」を設置し、駅周辺の活性化や防災等様々な視点から、国や県、市だけでなく交通事業者や津駅周辺の民間事業者との連携も視野に入れ、検討を進めているところです。令和3(2021)年3月には、地方都市が主役のポストコロナ時代において、みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間へと再生することを目的とした「津駅周辺空間の基本的な方向性」を取りまとめました。これら各都市の駅を中心とする空間整備は、魅力ある地域を創っていく点、またコロナ禍をふまえた地方創生を進める点、さらに防災力を高めるうえでも重要であることから、国の力強い支援が必要です。

7 リニア中央新幹線の建設工事等については、東京・名古屋間の開業が2027年として進められ、大阪までの全線開業は最短で2037年予定とされており、本県では今年10月に亀山市による県内駅候補地案が提示され、来夏の県期成同盟会総会で三重県案を決議する予定です。リニア中央新幹線の全線開業により、首都・中部・関西の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、リニア沿線となる本県においても集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据えて、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。リニア中間駅を核とした高速道路とのアクセス強化や各地を結ぶ道路ネットワークの充実は、リニア中央新幹線の高速性を最大限に生かし、得られる効果を広域に波及させるうえで重要であることから、国の力強い支援が必要です。

8 海拔ゼロメートル地帯を流域とする木曾三川においては、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が70~80%に引き上げられ、早急な堤防の耐震化が求められています。鈴鹿川・雲出川・櫛田川・宮川や勢田川においては、平成29(2017)年の台風第21号により、甚大な被害が発生し、氾濫危険水位を超過する洪水が発生しました。日本経済を支える石油化学コンビナート等の生産拠点が浸水により操業停止となれば、日本経済への影響は甚大であるため、直轄河川改修事業については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下「5か年加速化対策」とします。)を計画的に講じ、事前防災・減災対策の加速化を図ることが必要です。

9 上野遊水地および川上ダムの整備、木津川・服部川・柘植川の河道掘削が完成することで、伊賀地域の治水安全度が向上するとともに、川上ダムにより伊賀地域の安定した水道水源確保が図られます。川上ダムは、令和3（2021）年4月に本体コンクリートの打設を完了し、6月にはダム管理棟が完成するなど順調に工事が進められており、令和4（2022）年度の完成に向け、確実な予算の確保が必要です。

上野遊水地については、平成27（2015）年度に運用を開始していますが、さらなる治水安全度の向上のため、木津川・服部川・柘植川の直轄河川改修事業について、「5か年加速化対策」を計画的に講じ、新たに見直した河川整備計画に基づく事前防災・減災対策の加速化を図ることが必要です。

名張市内では、平成29（2017）年の台風第21号で道路冠水、床下浸水が発生したことから、名張川の直轄河川改修事業についても、「5か年加速化対策」を計画的に講じ、新たに見直した河川整備計画に基づく事前防災・減災対策の加速化を図ることが必要です。

10 名張市街地を走る国道165号や近鉄大阪線周辺には、多数の土石流危険渓流があり土砂災害のリスクに晒されており、要配慮者利用施設等も土砂災害に対する保全対象となっています。当該地区において、懸念される土砂・流木災害に対するリスクの低減が図られるよう、木津川水系直轄砂防事業について、「5か年加速化対策」を計画的に講じ、気候変動の影響をふまえた事前防災・減災対策の加速化を図る必要があります。

11 七里御浜海岸は、昭和30（1955）年代以降、高波などにより海岸侵食が進み、井田地区海岸では前浜がほとんど消失しました。また、平成以降で7度にわたり被災するなど被災リスクの高い海岸となっています。高潮・侵食対策として、昭和58（1983）年度から人工リーフの整備や維持養浜を実施していますが、膨大な事業費が必要なうえ、熊野川流域の総合的な土砂管理が複数県（三重県・奈良県・和歌山県）に跨るほか、河口閉塞対策、景観への配慮など高度な技術が必要です。七里御浜海岸の長期に渡る安全・安心を早期に確保するため、七里御浜海岸の整備の直轄事業化が求められています。

また、七里御浜海岸への土砂の供給を阻害する鶴殿港について、配置・構造等の検討に対する国による技術的な支援が必要です。

12 熊野川流域では、堆積土砂撤去等の治水対策や長期化する濁水の影響等が課題となっています。現在、「熊野川の総合的な治水対策協議会」を設置し、堆積土砂撤去、流域の崩壊地対策、利水ダムの施設改良や運用改善などを行っており、熊野川緊急対策特定区間においては直轄河川改修事業による河道掘削が行われています。熊野川について、河川整備基本方針に基づく河川整備計画を速やかに作成し、河川の整備を推進することが必要です。また、濁水対策については完了目標が令和3（2021）年度末となっていますが、軽減効果が認められるものの紀伊半島大水害前の状況までは回復していない状況であり、これまでの取組に対する国による効果検証および継続的なマネジメントの実施が必要です。

13 津松阪港海岸の背後地は中勢地域の生活や産業の中心地であり、直轄海岸事業の進捗による地震・津波に対するリスクの軽減に伴い、さまざまなストック効果が発現されつつあります。一連区間で整備効果が発揮されるよう、令和5（2023）年の事業完了に向けた着実な整備の推進が必要です。

14 国営木曾三川公園は、令和3（2021）年1月に七里の渡し公園（住吉地区）が全面開園されました。引き続き、木曾三川を軸とした交流と繁栄の歴史を紹介する場として、また地域活性化・交流促進のため、早期全面開園をめざし、七里の渡し公園（七里の渡し地区）の整備を推進することが必要です。

事務担当 県土整備部県土整備総務課、道路企画課、河川課、防災砂防課、港湾・海岸課、都市政策課

関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、国土交通幹線自動車道建設法、道路法、河川法、砂防法、土砂災害防止法、海岸法、港湾法、都市公園法、水資源開発促進法、水資源機構法 等

8 社会資本整備に係る地方財政への支援・充実

(国土交通省)

- 1 地方が真に必要なとする道路の整備・管理を長期安定的に推進するため、有料道路制度の積極的な活用や新たな財源の創設を行うこと。
大規模構造物（橋梁・トンネル等）の新設・改築について、個別補助制度を拡充すること。
- 2 地域の課題解決に向け、「道路メンテナンス事業補助」、「踏切道改良計画事業補助」、「土砂災害対策道路事業補助」、「交通安全対策補助（地区内連携）」の推進に必要な予算を確保すること。
- 3 地域高規格道路の国道167号磯部バイパスの整備推進に必要な予算を確保すること。
東海環状自動車道へのアクセスを強化する国道421号大安ICアクセス道路の整備推進に必要な予算を確保すること。
地方創生や地域の防災・減災、安全に資する道路整備に必要な社会資本整備総合交付金事業および防災・安全交付金事業の予算を確保すること。
- 4 緊急輸送道路等の防災上重要な道路における舗装修繕を推進するために必要な予算を安定的に確保すること。
予防保全型道路インフラメンテナンスを推進するため、必要な予算の確保を図ること。
区画線など路面標示の塗替えについて、県と連携して計画的に進めること。
- 5 通学路の交通安全対策に必要な予算を確保すること。
- 6 AIカメラを含め地方自治体が進める道路のDXに対して、国からの技術的・財政的な支援を拡充すること。
- 7 流域治水の取組を確実に進めるため、長期安定的に予算を確保すること。
河川整備基本方針・河川整備計画策定に係る業務を社会資本整備総合交付金制度の対象とすること。
水害リスク情報の充実を図るため、リードタイムの確保が難しい中小河川の危険水位設定について国による技術的支援を行うこと。
利水ダムの事前放流にあたり新たに必要となる情報共有システムの構築に対する財政支援を行うこと。
- 8 南海トラフ地震による被災リスクの高い「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」などにおいて、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を重点的に推進できるよう、安定的に予算を確保すること。
- 9 長寿命化計画に基づく河川・海岸施設の老朽化対策を着実に進めるため、予算を確保すること。
着実な治水対策を推進するため、河川・海岸整備に係る予算を確保すること。
- 10 長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕やダム設備の更新を防災・安全交付金の対象とすること。

- 11 鳥羽河内ダムについて、令和 10（2028）年度完成に向け、必要な予算を確保すること。
- 12 早期に土砂災害防止施設の整備が必要な 24 時間滞在型ではない要配慮者利用施設を保全する事業や過去に土砂災害が発生した箇所における事業についても、防災・安全交付金における重点配分対象事業とすること。
- 13 災害時においても下水道機能を確保するため、耐震性能を有する下水道施設の整備に必要な予算を確保すること。
下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- 14 南海トラフ地震による被災リスクの高い「津波避難対策特別強化地域」において、緊急性の高い海岸保全施設の地震・津波対策を強力に推進できるよう、予算を確保すること。
港湾施設の老朽化対策や地震対策を着実に進めるために必要な予算を確保すること。
- 15 リニアインパクトの最大化に向け、リニア中央新幹線の間接駅を核としたまちづくりについて支援すること。
- 16 ワークーションやPark-PFI等による、都市公園施設を活用した交流人口の拡大に向けた取組を支援すること。
- 17 大規模自然災害の備えとして、緊急輸送道路の無電柱化に必要な街路整備の予算を確保すること。
通学路等の安全対策に必要な街路整備の予算を確保すること。
大規模自然災害の備えとして、防災拠点や避難地となる都市公園整備の予算を確保すること。
都市公園の老朽化対策を着実に実施していくための予算を確保すること。
- 18 ウォークアブルな空間の形成に必要な予算を確保すること。
公園施設を利用したワークーションの推進に必要な予算を確保すること。
Park-PFIによる賑わいを創出するために必要な予算を確保すること。
- 19 耐用年限が過ぎた公営住宅の除却について、要件なく交付金制度の対象とすること。
居住支援協議会の活動補助金について、必要な予算を確保すること。
令和 7（2025）年までに耐震性が不十分な住宅や建築物を解消するため、耐震化促進に必要な予算を確保すること。
安全な市街地形成のため、狭あい道路整備等促進事業に必要な予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 1 道路利用者の安全性や利便性の向上を目的に、今後も道路整備を進めていく必要がありますが、予算が不足しており、計画的な道路整備の推進が困難となっています。また、排水施設や道路情報板等の法定点検施設以外の道路施設の老朽化対策を着実に進めていく必要があります。地方が真に必要とする道路の整備・管理を長期にわたり安定的に推進するため、有料道路制度の積極的な活用や新たな財源の創設が必要です。

現在、大規模構造物の修繕・更新に係る個別補助制度はありますが、新設・改築に係る個別補助制度はなく交付金事業で実施しています。大規模な橋梁、トンネルの新設・改築については、一定期間、重点的に予算を確保する必要があることから、計画的に整備を推進するため個別補助制度の拡充が必要です。

2 地域の課題解決に向けた計画的な事業進捗を図るため、道路メンテナンス事業補助、踏切道改良計画事業補助、土砂災害対策道路事業補助、交通安全対策補助（地区内連携）の推進に必要な予算確保が必要です。

3 国道 167 号磯部バイパスは、地域高規格道路である伊勢志摩連絡道路の一部であり、伊勢志摩地域の生活・産業・観光を支える重要な幹線道路であるとともに地域の安全を担う緊急輸送道路です。救急搬送時における安全性向上と搬送時間の短縮を図り、救急救援活動の円滑な実施に対応するとともに、南海トラフ地震等に備えるため、現道の津波浸水想定区域を回避したルートである当バイパス区間の整備推進に必要な予算確保が必要です。

国道 421 号大安 I C アクセス道路は、いなべ市街地と東海環状自動車道の大安 I C を連絡し、地域産業・商業等を支援するとともに東海環状自動車道の供用開始に伴う交通集中の緩和を図るため整備を進めています。大安 I C は平成 31（2019）年 3 月にハーフインターとして供用開始しており、令和 6（2024）年度にはフルインターとしての供用が予定されていることから、バイパス整備による交通分散と 4 車線化による交通容量の拡大を図るための予算確保が必要です。

社会資本整備総合交付金を活用し、高規格幹線道路へのアクセス改善等、道路ネットワークの形成を進めるとともに、防災・安全交付金を活用し、道路法面等防災対策や通学路における交通安全対策、道路施設の老朽化対策、橋梁の耐震化などを進めています。予算が不足し計画的な事業進捗を図ることが困難な状況のため、交付金事業の予算の確保が必要です。

4 舗装については、日常のパトロールに加え、5 年に 1 回、詳細点検（路面性状調査）を実施し、ひび割れ状況等をふまえた維持管理を実施していますが、路面の穴ぼこによる事故発生件数が年々増加するなど老朽化が急速に進展しています。

「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（以下「5 か年加速化対策」とします。）では舗裝修繕も対象となっており、令和 2（2020）年度第 3 次補正予算額と同水準の予算が 5 年間継続すれば、舗裝修繕の必要延長 57km のうち 5 か年で約 70% の 40km の修繕が可能となります。緊急輸送道路等の防災上重要な道路において舗裝修繕を推進するために必要な予算を安定的に確保することが必要です。

トンネルや橋梁等の道路施設の修繕は、健全度Ⅱ（予防保全）など、より早い段階で修繕することにより道路利用者の安全・安心な通行の確保、ライフサイクルコスト縮減が図れることから、これまでの事後保全から予防保全への転換が重要となります。

本県では、予算の制約から健全度Ⅲ（事後保全）を優先して実施しており、健全度Ⅱ（予防保全）段階での修繕は殆ど対応できていない状況であり、予防保全型道路インフラメンテナンスを推進するため、健全度Ⅱ（予防保全）の修繕を含め必要な予算の確保が必要です。

また、本県では、区画線を含む路面標示の塗替え要望の高まりを受けて、令和 2（2020）年 7 月に直轄国道事務所と県警、県による「三重県内道路路面標示連絡調整会議」を設立し、交差点などの同時塗替え、高耐久性塗料による試験施工、AI を活用した路面標示劣化システムの大学との共同開発を進めています。令和 2（2020）年度には直轄管理国道と県管理道路が交差する交差点 172 箇所のうち 6 箇所で行い、今後は、市町も含めた 4 者で連携して路面標示の塗替え等を行っていくこととしています。

路面標示は、道路利用者が安全に通行するため非常に重要な施設であることから、区画線など路面標示の塗替えについて、国と県等が連携して、計画的に進めていくことが必要です。

5 歩道整備等の交通安全対策事業は、平成 25（2013）年度から教育委員会、学校等、県警および道路管理者が連携して「通学路交通安全プログラム」の策定を進め、平成 28（2016）年度より同プログラムに基づき危険箇所の対策を重点的に実施しており、国からも重点的に予算が配分されているところです。

しかし、令和3（2021）年6月に千葉県八街市において下校中の児童にトラックが衝突した事故を受け、さらに交通安全強化の取組を図る必要があることから、交通安全対策事業の推進に必要な予算の確保が必要です。

- 6 安定した人・モノの移動に当たり、平時・災害時を問わず、安全・安心かつ円滑な移動の確保のために、ICT・AI等新技術を活用し、道路のさらなる機能向上を図ることが有効とされています。

ICT・AI等新技術が急速な勢いで進展し、国では道路分野への新技術の活用が広がってきており、今後、地方自治体の予算・人員が限られているという課題に対し、これら新技術を技術者のサポートとして活用することで、道路メンテナンスの強化や交通マネジメントの推進に寄与するものと考えられます。

さらに国においては、ETC2.0等ビッグデータを活用し、道路空間再編計画の策定や、大規模災害時における迂回誘導への対応、交通安全対策計画の策定などが積極的に進められています。この取組を地方自治体が管理する道路にも展開し、すべての道路管理者の道路データの統合や連携を図るとともに、道路分野へのICT・AI等新技術の整備運用のさらなる増強に向け、国の支援が必要です。

- 7 令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨などにより、各地で甚大な被害が発生し、今後も、気候変動の影響による降水量の増大や水災害の頻発化・激甚化は明らかな状況です。これからは、気候変動をふまえた対策を流域全体で行う「流域治水」へ転換し、水災害リスクの軽減を目的とした河川・海岸・砂防などの治水対策を「流域治水プロジェクト」によって取り組み、事前防災・減災対策の加速化を図る必要があります。

令和3（2021）年2月の流域治水関連法案の閣議決定以降、法的な枠組みの整備が進められているところであり、具体的な運用は今後決められますが、制度を速やかかつ積極的に活用し、取組を確実に進めるために予算・財源の確保が必要です。また、気候変動の影響を見込んだ計画の必要性が高まっており、計画策定に係る業務を交付金制度の対象とする必要があります。

水害リスク情報の充実を図るためには、避難に要するリードタイムの確保が難しい中小河川の危険水位設定において国による技術的支援が必要です。

事前放流において新たに必要となる情報共有システム構築の費用は、河川管理者・ダム管理者双方が管理区分で応分の負担をする制度となっており、土地改良区など利水者にも負担が生じます。利水者の協力を得るためにはシステム構築に対する財政支援が必要です。

- 8 本県沿岸地域は、「ゼロメートル地帯」や「津波避難対策特別強化地域」に指定されており、被災リスクが非常に高い地域です。また、地震調査委員会による南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は70～80%と非常に高く、切迫性が高まっています。南海トラフ地震に備えた地震・津波対策が喫緊の課題となっている中、昨年度より「5か年加速化対策」予算が配分されました。令和4（2022）年度以降も継続して、緊急性の高い河川・海岸堤防や水門・樋門などの地震・津波対策を推進できるよう、予算の確保が必要です。

- 9 頻発化・激甚化する近年の水災害へ対応するためには、着実な治水対策の推進が必要ですが、河川・海岸整備予算は年々減少傾向であり、事前防災・減災対策の進捗に支障をきたしている状況です。また、事前防災・減災対策の推進と並行して長寿命化計画に基づく河川管理施設等の老朽化対策も推進していく必要がありますが、対策費は増額傾向にあり、予算確保が課題です。事前防災・減災対策を強力に推進するための国補予算を確保するとともに、河川・海岸施設の適切な維持管理を実施していくための着実な予算確保が必要です。

- 10 砂防関係施設の修繕やダム設備の更新については、「5か年加速化対策」に位置付けられたため、重点的に取り組んでいく必要があります。しかし、防災・安全交付金事業の対象外であり、県単独事業で対応しなければならないため、県にとって重い財政負担となります。長寿命化計画に基づく海岸保全施設の老朽化対策や河川管理施設の更新については交付金の対象となっていることから、長寿命化計画に基づく砂防関係施設の修繕やダム設備の更新についても交付金事業の対象とすることが必要です。

- 11 鳥羽河内ダムが計画されている加茂川水系では、これまでに幾度となく洪水が発生しています。令和3（2021）年8月の豪雨をはじめ、日本各地で水害が頻発化・激甚化している中、鳥羽河内ダムの整備により再度の災害防止、治水安全度の抜本的な向上が図られます。

鳥羽河内ダム建設事業は、平成 29（2017）年度末に工事用道路に着手し、着実に進捗していることから、事業推進に必要な予算の確保が必要です。

- 12 土砂災害対策について、県内では土砂災害警戒区域内の 401 箇所必要配慮者利用施設が未対策となっており、早期に対策を実施する必要があります。また、過去に土砂災害が発生した箇所については、再び災害が発生する可能性が高く、当該箇所においても早期に対策を実施する必要があります。

土砂災害対策事業については、防災拠点、集落人家 50 戸以上、重要交通網、24 時間滞在型の必要配慮者利用施設を保全する事業が、防災・安全交付金における重点配分対象事業となっていますが、診療所や幼稚園等の 24 時間滞在型ではない必要配慮者利用施設を保全する事業や過去に土砂災害が発生した箇所における事業は、早期に対策が必要にもかかわらず重点配分対象事業となっていないことから、事業の対象とし、重点的に整備を進める必要があります。

- 13 災害時に防災拠点等の下水道機能を確保するため、現在、重点的に整備を進めている「南部浄化センター第 2 期整備事業」や「宮川流域下水道幹線管渠延伸事業」を引き続き実施することが必要です。

本県の流域下水道は供用開始から 30 年が経過しており、5 つの処理場の設備は老朽化により改築時期を迎えています。下水道施設を安定的かつ継続的に機能させるため、老朽化対策に必要な予算を確保する必要があります。

- 14 地震調査委員会による南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率は 70～80% と非常に高く、切迫性が高まっています。

このため海岸保全施設の耐震対策や海岸強靱化対策等の早急な実施が求められており、重点的に推進するための予算確保が必要です。

また、港湾は地域経済を支える重要な社会資本であり、港湾施設の安全性確保や長寿命化を図り、老朽化対策を進める必要があるとともに、大規模地震に備え緊急物資輸送機能を確保し、経済を支える海上ネットワークを維持するため、港湾施設の耐震化を進める必要があります。着実に推進するため、さらなる予算の確保が必要です。

- 15 リニア中央新幹線の建設工事等については、東京・名古屋間の開業が 2027 年として進められ、大阪までの全線開業は最短で 2037 年予定とされており、本県では今年 10 月に亀山市による県内駅候補地案が提示され、来夏の県期成同盟会総会で三重県案を決議する予定です。今後、リニア中央新幹線の中間駅開業を契機とした地方創生に取り組むため、駅周辺のまちづくりが必要であり、その推進のためには国からの支援が必要です。

- 16 ポストコロナ時代の交流人口の拡大に向けて、ワーケーションや P a r k - P F I 等による都市公園整備について、予算の確保などの支援が必要です。

- 17 街路事業について、令和元年房総半島台風の影響で、千葉県において約 2 千本の電柱が倒壊し、停電の長期化など、住民生活に甚大な影響を及ぼすなど、激甚化・頻発化する自然災害等により、全国各地で甚大な被害が発生しており、緊急輸送道路の無電柱化のための予算の確保が必要です。また、市街地における安全・安心な歩行空間の確保が求められており、通学路等の安全対策を推進するための予算の確保が必要です。

都市公園事業について、南海トラフ地震などの大規模災害への備えとして都市防災機能の強化を図るため、防災拠点や避難地となる都市公園の整備や、公園施設の老朽化対策のための予算の確保が必要です。

- 18 市街地において、人口減少・生産年齢人口の減少による活力の低下は全ての都市が抱える共通の課題となっており、市街地に人が集まる動機と居心地の良さがあり、ウォークアブルな空間を形成するための予算の確保が必要です。

都市公園事業について、本県では、熊野灘臨海公園周辺の豊かな自然環境を生かしたワーケーションの推進に向けた施設整備に取り組んでおり、相乗効果による集客力向上を図るため、新たな集客・誘客施設として老朽化したプールの再整備を進めるため、都市公園整備の予算の確保が必要です。また、県営鈴鹿青少年の森などでは、賑わい空間の創出に向けて、P a r k - P F I による新たな公園機能の導入に取り組んでおり、民間の活力と一体的に公園施設整備を進めるための予算の確保が必要です。

19 本県の県営住宅は現在 277 棟ありますが、102 棟は耐用年限を過ぎ老朽化が著しいため入居者の募集を停止しており、うち 29 棟は空き住棟となっています。また、耐用年限を過ぎた住棟の入居者の多くは高齢の方で、移転の働きかけを行っているものの、家賃が上がることや体力的に引っ越しの負担が大きいことなどから簡単には移転を受け入れていただけません。令和 3（2021）年度より、建替えを伴わない除却事業が社会資本整備総合交付金制度の対象となりましたが、入居者に対して移転の働きかけを行い、かつ、公営住宅又はセーフティネット住宅に移転することが必要となっています。このため、29 棟の空き住棟のうち入居者に移転いただいた 1 棟を除く 28 棟は交付金対象事業とならず、財政負担の課題から除去が進んでいません。また、周辺の住環境への悪影響を考慮すると、耐用年限を過ぎ老朽化が著しい住棟は、空き住棟となり次第、早期に除却する必要があるため、要件なく交付金制度の対象にすることが必要です。

三重県居住支援連絡会を設置し、低額所得者、高齢者、外国人などの住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を促進するため、国の補助事業を活用し、相談会や居住支援フォーラムの開催などの取組を進めていますが、今年度の本県への補助額が、要望額の約 6 割に止まっており、活動内容を制限せざるを得ない状況となっています。また現在、市町単位での居住支援協議会の設立を働きかけていますが、今後市町の居住支援協議会が設立されたにも関わらず、必要な活動経費が確保できない状況が懸念されることはもとより、設立そのものにブレーキが掛かりかねず、居住支援に係る予算の確保が必要です。

耐震改修促進法に基づく国の基本方針では、令和 7（2025）年までに耐震性が不十分な住宅および耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することが目標とされており、目標達成のためには、住宅・建築物の耐震化事業に係る予算の確保が必要です。

県内 11 市町で狭あい道路整備等促進事業を実施しており、令和 5（2023）年度末までに 2,687 箇所について拡幅整備を計画していますが、市町民からセットバック部分の寄付を受けるものの、舗装や側溝敷設等の整備に必要な予算が不足し、道路として整備が進まず、通行上危険な箇所もあります。未整備セットバック部分について、着実に整備を進め市街地の安全性の向上を図るために、予算の確保が必要です。

事務担当 県土整備部県土整備総務課、道路建設課、道路管理課、河川課、防災砂防課、
港湾・海岸課、都市政策課、下水道事業課、建築開発課、住宅政策課
関係法令等 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、
道路法、河川法、海岸法、港湾法、砂防法、土砂災害防止法、下水道法、住宅基本法、
建築基準法、踏切改良促進法、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律、
無電柱化の推進に関する法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱、建築基準法、住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱、住宅市街地総合整備事業制度要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱 等

9 背後圏産業の発展や経済を支え、安全・安心を高める四日市港の整備推進

(財務省、国土交通省)

1 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）

コンテナ貨物量の増加や船舶の大型化への対応、災害対応力を強化するため、霞ヶ浦地区国際物流ターミナルの計画的な事業推進に向けた予算を確保すること。

2 港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策等の推進

港湾施設の老朽化対策および海岸保全施設の地震・津波・高潮対策など、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を集中的に取り組むため、さらなる予算を確保すること。

《現状・課題等》

1 四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業の推進（北ふ頭 81 号耐震強化岸壁整備）

四日市港は、中部圏における国際ゲートウェイとして、背後圏産業の発展を物流面から支える重要な役割を担っています。

霞ヶ浦地区は、コンテナ貨物や完成自動車、エネルギー関連貨物などを取り扱う物流拠点となっており、近年は、臨港道路霞 4 号幹線「四日市・いなばポートライン」や新名神高速道路、東海環状自動車道など四日市港と背後圏をつなぐ道路網の整備による利便性が向上し、新たな企業が立地するなど、さらなる企業進出や生産拡張による民間投資等が進展しています。

一方で、船舶の大型化により必要水深を満たす岸壁が不足しているとともに、コンテナ船用の耐震強化岸壁がなく、南海トラフ地震など大規模地震が発生すれば、物流機能が大幅に低下し、経済・産業に与える影響は甚大になるおそれがあります。

このような中、令和 3（2021）年度に「四日市港霞ヶ浦地区国際物流ターミナル整備事業」として新規事業化され、東海環状自動車道が全線開通する令和 8（2026）年度にはコンテナターミナルの暫定供用、令和 10（2028）年度には全面供用する見通しとなっています。

東海環状自動車道が全線開通すると、大垣市から四日市港への所要時間は 100 分から 50 分へと短縮され、物流効率が飛躍的に向上し、さらなるコンテナ貨物量の増加が見込まれることから、霞ヶ浦地区国際物流ターミナルの計画的な事業推進が必要です。

2 港湾施設・海岸保全施設の老朽化対策等の推進

四日市港の港湾施設・海岸保全施設の多くは供用から 50 年以上が経過し、老朽化により劣化・損傷が発生しています。

港湾施設では東防波堤や霞ヶ浦地区の岸壁における老朽化対策、海岸保全施設では四日市地区（1 号地地区）や富田港地区等における地震・津波・高潮対策など、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を集中的に取り組むため、防災・安全交付金のさらなる予算確保が必要です。

また、千歳運河では歴史的・文化的資源を活用して、「みなと」を核とした魅力ある空間を創出するため、緑地護岸整備を進めており、社会資本整備総合交付金（港湾）のさらなる予算確保が必要です。

事務担当 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

10 カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けた財政支援

（国土交通省）

カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画の策定に対する支援制度を創設し、必要な予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 四日市港は、昭和30年代に第1・第2コンビナート、昭和40年代に第3コンビナートが形成され、我が国有数の石油化学コンビナート等を擁するエネルギー供給基地として重要な役割を担っています。コンビナートに立地している製油所は、沖合に設置された2基のシーバースで輸入した原油から、石油製品を製造し、石油化学の原料を供給しています。石油化学企業では、製油所で精製されたナフサ等を原料として石油化学基礎製品や誘導品等を生産しています。

発電では、LNGを燃料とした火力発電所や木質ペレット等を燃料としたバイオマス発電所等が立地し、電力を供給しているほか、霞ヶ浦地区に石炭中継・備蓄基地が整備され、陸上輸送や内航輸送により国内各地へ安定供給しています。
- 四日市市の化学工業、石油製品・石炭製品製造業の製造品出荷額等(2020年工業統計調査)の合計額は約1.3兆円であり、三重県内では同産業の約71%、東海3県では約31%を占めており、中部圏の産業を牽引しています。

令和2(2020)年の総取扱貨物量(5,627万ト)のうち、専用岸壁で約8割(4,475万ト)を取り扱っており、その大半は原油やLNG等のエネルギー関連貨物となっています。公共岸壁では、残り約2割のうち、石炭と完成自動車を含めて約5割を取り扱っています。
- 四日市港の公共ターミナルにおいては、港湾運送事業者、関係団体、行政機関からなる「四日市港温室効果ガス削減推進協議会」を平成24(2012)年度に全国で初めて設立し、港湾活動から発生する温室効果ガスの削減の取組等を共有しているところです。

カーボンニュートラル社会の実現に向けた動きが加速する中、公共ターミナルに加え、公共ターミナルを経由して行われる物流活動、火力発電所や製油所、コンビナートに立地する化学企業の活動も含め、港湾地域全体を俯瞰して面的にCNPの形成に取り組んでいく必要があります。
- 四日市港管理組合としては、国が策定予定の「CNP形成計画策定マニュアル」をふまえて、港湾立地・利用企業や行政機関等の関係者が参加する協議会を設置し、港湾における水素や燃料アンモニアの活用方策について検討していきたいと考えています。

四日市港臨海部の港湾立地・利用企業が、競争力を維持した上で、脱炭素化を推進し、引き続き中部圏の産業を牽引していくためには、国としてCNP形成計画の策定や港湾計画への反映にかかる支援制度を創設する必要があります。

事務担当 四日市港管理組合
関係法令等 港湾法

11 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林水産事業者への支援の継続・強化

(農林水産省)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい経営状況を強いられている農林水産事業者の経営の安定に向け、近代化資金の無利子化や保証料免除の金融支援を継続すること。また、農業経営の継続に向け、高収益作物次期作支援交付金などの支援策を継続すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農林水産物の販売促進や消費拡大、販路の多様化につながる国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業やG o T o イート事業などの取組について、十分な予算を確保し、継続的に支援すること。また、地域経済を支える食に関する産業の回復に向け、食に関係する多様な事業者の連携によって新たなビジネスを創出できるよう、「地域食農連携プロジェクト」事業を継続すること。
- 3 国をあげ、地産地消の促進に向けた消費者や実需者における意識の醸成を図ること。とくに、地場産物の学校給食への提供は、消費拡大効果に加え、食育の取組として地産地消につながることから、継続した取組となるよう制度の拡充を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響による出荷量の減少や価格の下落によって、農林水産事業者の経営が圧迫されているため、近代化資金の無利子化や保証料免除により、事業者の資金繰りや経営改善を支援する必要があります。また、農業経営の継続に必要な取組を行う際に活用できる高収益作物次期作支援交付金や経営継続補助金等による支援の継続が求められています。
- 2 米、茶、牛肉、牛乳、養殖マダイ等について、出荷量の減少や価格の下落により大きな影響が生じている中、農林水産物の販売促進や消費拡大、販路の多様化につながる取組について、新型コロナウイルス感染症の収束後も見据え、継続した支援が必要です。
G o T o イート事業について、飲食店や食材供給事業者の経営を下支えする効果が高かったものの、コロナ禍による食事券の販売一時停止や利用自粛要請により当初期待した成果は実現できなかったため、事業予算を確保し、期間延長や再実施が必要です。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けた地域経済のうち食に関する産業の回復に向け、地域の農林水産事業者、食品流通・加工事業者、外食事業者、消費者を含む多様な関係者が連携を強化し、地域の農林水産物が地域の中で有効に活用・消費され経済循環する地産地消の取組が重要です。食に関係する多様な事業者の連携によって新たなビジネスを創出できるよう、令和3(2021)年度予算で措置された「地域食農連携プロジェクト」事業の継続による支援が必要です。
- 3 国では、これまでの、国産農林水産物の消費拡大に向けた国民運動「フード・アクション・ニッポン」を拡大・発展させ、官民協働の新たな国民運動として、「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」が始められています。新型コロナウイルス感染症の拡大によって、外国からの食品輸入が中断・減少するなど、食料安全保障の確立があらためて重要課題となる中、消費者や食品関連事業者における外国産から国産農林水産物への使用の切り替えはもとより、地産地消を促していくため、国が中心となり、国民に対して働きかけを行っていくことが必要です。
本県では、令和2(2020)年度補正予算の国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業において、新型コロナウイルス感染症の影響によって需要が低下した食材の学校給食への提供を実施したところ、消費拡大効果に加え、これまで学校において使用されていなかった食材の導入や、生産現場への理解の増進につながりました。地場産物の学校給食への提供は、食育の取組として地産地消につながることから、特色ある地場産物の提供への助成が求められています。

事務担当 農林水産部フードイノベーション課、担い手支援課、農産園芸課、畜産課、水産振興課、雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
関係法令等 農業近代化資金融通法、農林漁業セーフティネット資金実施要綱、漁業近代化資金融通法、総合的なTPP等関連政策大綱

12 地方への観光誘客に向けた取組の推進

(内閣府、国土交通省、観光庁)

- 1 令和4(2022)年度もG・O・T・Oトラベル事業を継続するための予算を確保すること。G・O・T・Oトラベル事業の全国一律での実施が困難となった場合は、地域観光事業支援のような県内での需要喚起を図る制度の準備をするとともに、近隣圏まで利用を拡大可能にするなど、都道府県の裁量による施策の柔軟かつ弾力的な運用ができるようにすること。さらに、インバウンド推進の観点から、感染状況が収束に向かった際には、他国との競争に打ち勝ち、訪日旅行を促進するため、訪日外国人への旅行費用の助成等のインセンティブ策を講じること。
- 2 外国人旅行者の地方への誘客を一層促進するため、海外旅行会社等と連携した感染症対策の検証や新たなコンテンツの開発等、地方による、ウイズコロナ及びアフターコロナのニーズをふまえた旅行商品の造成・販売促進の取組を支援するための予算を拡充すること。
- 3 疲弊する観光事業者や交通事業者を継続的に支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)を令和4(2022)年度予算でも確保し、地方において柔軟に事業者支援を行えるようにすること。

《現状・課題等》

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、大きな打撃を受けている観光産業の再生については継続的な支援が必要であることから、令和4(2022)年度もG・O・T・Oトラベル事業をはじめとする旅行需要を継続的に喚起し、観光地での消費を促進するための施策を実施するために必要な予算の確保が必要です。
なお、新型コロナウイルスの感染状況によりG・O・T・Oトラベル事業の全国一律での実施が困難となった場合には、地域観光事業支援のように、制度を設け、県が事業主体となって実施する県内での需要喚起施策を支援することが必要です。地域の実情に応じ、臨機応変に施策を実施するためには、例えば、都道府県の判断により対象範囲を近隣圏に拡大可能とするなど、都道府県の裁量による施策の柔軟かつ弾力的な運用が可能となる制度設計も必要です。
さらに、インバウンド推進の観点から、感染状況が収束に向かった際には、訪日外国人旅行者を対象とした国際航空運賃の補助、地域クーポンをはじめとするG・O・T・Oトラベル事業の特典の適用等、訪日旅行へのインセンティブを打ち出すことで、他国との競争に打ち勝ち、いち早く海外からの観光客の誘致を図る必要があります。
- 2 今後のインバウンドの推進においては、コロナ禍を経て外国人旅行者の間で、人混みを避け、自然が豊かな地方を訪れたいとのニーズが高まっていることに加え、有名観光地へのオーバーツーリズムによる密の発生を避ける意味からも、国と都道府県等が緊密に連携し、積極的に地方への誘導を図りながら、訪日外国人旅行者誘致の取組を進めていくことが求められています。
訪日旅行再開後の旅行先として地方への誘客を図るためには、地方において海外旅行会社等と連携し、ウイズコロナ、アフターコロナにおける外国人旅行者のニーズをふまえて、安全・安心で特色ある訪日旅行商品の開発を促進することが必要です。例えば、国が、ビジネストラック復活後に、都道府県やDMO等による海外旅行会社等を対象としたファムトリップの実施を支援することで、各市場の旅行者目線による感染症対策の検証や各市場のニーズをふまえたコンテンツ開発等、地方ならではの魅力的な訪日旅行商品の造成・販売を促進していくことが重要です。
- 3 令和3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した観光事業者や交通事業者を、地方の実情に合わせて支援してきました。
令和4(2022)年度についても、感染拡大時には、地方において柔軟に観光事業者や交通事業者を継続的に支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)の確保が必要です。

事務担当 地域連携部交通政策課、雇用経済部観光局観光政策課

13 リニア中央新幹線の早期全線開業および地方のリニアインパクト最大化への支援強化

(国土交通省)

リニア中央新幹線の開業によって形成されるスーパー・メガリージョンの波及効果を地方再生の起爆剤とするため、一日も早い全線開業とリニアインパクトの最大化に向けた支援策を講じること。

1 リニア中央新幹線の名古屋・大阪間整備について、ルート・駅位置の早期確定に向け、沿線自治体等とも積極的に連携すること。

また、一日も早い着工・全線開業を実現させるため、東京・名古屋間の2027年開業に向け、工事等が着実に進められるよう、引き続き関係者との連携・調整を図るとともに、名古屋・大阪間の早期事業着手や工期短縮を図るため、各種行政手続きの簡素化など、事業者や地方自治体が求める対応策をあらかじめ講じておくための体制づくりを関係省庁連携のもと進めること。

2 新大阪駅におけるリニア整備事業と北陸新幹線整備事業等との連携を密にし、効率的に環境アセスメントなどの事前準備を進めて早期のリニア全線開業につなげること。

3 リニア中間駅を核とした、在来線や道路網の整備による広域交通ネットワークの構築や駅周辺のまちづくりの整備など、地方におけるリニアインパクトの最大化に必要な取組を進めるための支援策を検討すること。

《現状・課題等》

1 本県では、今年10月に亀山市による県内駅位置候補地案が提示され、来夏の三重県リニア建設促進期成同盟会総会で三重県案を決議し、JR東海による環境影響評価手続きの円滑な実施につなげたいと考えています。

リニア中央新幹線の一日も早い全線開業のためには、まずは、東京・名古屋間について着実に事業を進め、早期整備を図るのはもちろんのこと、その後の名古屋・大阪間についてもルートと駅位置を速やかに確定して事業に着手するとともに、効率的に工事等を進め、早期開業につなげていくことが重要であり、奈良県、大阪府とも連携してJR東海への働きかけを進めています。

国においても、「骨太の方針」において、建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けて必要な連携、協力を行うとの方針を示しており、沿線自治体等とも連携してこれら取組を進め、公表の早期実現を図る必要があります。

また、現在の東京・名古屋間の建設工事等についても、2027年の開業に向け、着実に進められるよう、国においても、引き続き、必要な連携、調整を行うとともに、同区間の進捗にかかわらず、名古屋・大阪間については、2037年全線開業が確実なものとなるよう必要な手続きを円滑に進めるなど、早期事業着手や工期短縮に資する方策を講じるための体制を関係省庁で構築し、リニア整備事業を担う事業者や地方自治体を支援することが必要です。

2 リニア中央新幹線の早期全線開業の鍵を握る新大阪駅事業について、「骨太の方針」において、新大阪駅におけるリニア中央新幹線、北陸新幹線等との乗継利便性の観点から、新幹線ネットワークの充実を図る方針が示されていること、また、将来の新大阪駅整備に向けた構想の検討が行われていることなどをふまえ、リニア中央新幹線と北陸新幹線の環境アセスメントの相互連携を図るなど、新大阪駅関連事業を効率化し、整備効果を高めるための事業者間調整を急ぐ必要があります。

3 リニア中央新幹線の全線開業により、首都圏、中部圏、関西圏の3大都市圏が一体化したスーパー・メガリージョンが形成され、リニア沿線となる本県においても集客交流、産業振興などによる魅力ある地域づくりが進むという波及効果が期待されることから、名古屋・大阪間のルートおよび駅位置の確定を見据え、早い段階からリニア中間駅を核とした地域づくりに取り組む必要があります。

特に地方においては、リニア中間駅への在来線の接続や道路網の整備などによるリニア駅を核とした交通ネットワーク網の構築と、駅周辺の開発や魅力あるまちづくりが重要な要素となることから、これらリニアインパクトを最大化させ、地方創生に資する取組への国の重点的な支援がルートおよび駅位置の確定と同時に得られるよう、早い段階から地方への有効な支援策を検討しておくことが必要です。

14 地方創生の取組に向けた支援

(内閣官房、内閣府)

- 1 地方が引き続き、感染症対策はもちろんのこと、悪化している雇用情勢をふまえた雇用・経済対策を打ち出すことができるよう、また、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、補正予算の編成や予備費の活用などにより新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる増額を行うとともに、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症を契機として、東京一極集中を是正し、地方への新しい人の流れをより大きなものにするため、テレワークや在宅勤務、ワーケーションなど、多様な働き方の導入を加速すること。また、地方創生テレワーク交付金については、地方の取組に十分な額を確保するとともに、柔軟な用途とすること。加えて、さまざまな課題解決につながる関係人口の創出・拡大を図り、二地域居住や移住の促進にもつながるよう、取組を一層充実させること。
- 3 第2期総合戦略期間を通じた安定的な地方創生関連予算の確保と地方創生推進交付金および地方創生拠点整備交付金の拡充や運用改善を図ること。
- 4 移住支援事業について、さらなる移住元地域の拡大や在住・通勤期間の短縮などの移住元要件の緩和などを図るとともに、国による周知・広報を一層充実すること。

《現状・課題等》

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「臨時交付金」とします。）については、令和2（2020）年度補正予算や予備費の活用により、累計で8兆円規模の総額が確保され、加えて予備費を活用し事業者支援分が5,000億円確保されたことにより、本県においてもさまざまな感染症対策や経済対策を講じることができました。ワクチン接種が着実に進められているものの、今後も引き続き感染症対策に取り組む必要があるほか、落ち込んだ雇用情勢をふまえると、雇用・経済対策を打ち出すことも必須であり臨時交付金については、地域の実情に応じた事業を地方の判断により実施できるよう、地方が必要とする額の確保が必要です。

加えて、繰り越しに係る柔軟な対応や手続の簡素化、早期の制度要綱の策定やスケジュールの明確化、実施計画提出までの十分な期間の確保や柔軟な変更の承認、提出書類の見直しなどの事務の簡素化など、さらに自由度の高い柔軟で弾力的な制度とすることが必要です。

- 2 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」とします。）は、都市部への一極集中リスクを改めて認識させるなど、我が国が抱えるさまざまな課題を浮き彫りにしました。一方で、首都圏から地方への移住に関心が高まっているとの調査結果もあり、ピンチをチャンスに変えるとの視点から、定着しつつあるテレワークや在宅勤務、ワーケーションなど、多様な働き方の導入を加速し、地方への新しい人の流れをより大きなものにする必要があります。また、地方創生テレワーク交付金は、地方において必要な事業が実施できるよう、十分な総額が確保されることに加え、単独の企業が利用するサテライトオフィスの整備・運営や宿泊施設を活用したテレワークのプロモーション等のソフト事業の支援など、補助対象を拡大するとともに、地域の実情に応じたKPIの設定も含めて、柔軟な用途とすることが必要です。

また、関係人口の増加は、担い手不足などさまざまな課題を抱える地方にとって有意義だけでなく、自己実現やビジネスチャンスの拡大など、都市部の住民にとっても有意義であることから、引き続き、地域と人材をつなぐマッチング・コーディネート機能の強化や地域の中小企業が外部人材を受け入れやすくするための副業・兼業を促進していくことが必要です。さらに、都市部と地方部の新たな交流を生み出しつつ、分散型社会の形成に資する二地域居住の推進に向け、小中学校への就学に係る地方の取組への積極的な支援などが必要です。

- 3 地方創生の実現に向け、地方が実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくため、まち・ひと・しごと創生事業費や地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算について、引き続き確保・充実することが必要です。

地方創生推進交付金の「Society5.0 枠」については、先駆タイプではなく、横展開タイプと同等要件とするとともに、技術実証・実証実験が未実施の事業であっても対象とするなど、要件緩和を図ることが必要です。

地方創生拠点整備交付金は、引き続き分野を限定せず、地方創生に資するもの全般を対象とした上で、地方が必要な総額を当初予算において確保するとともに、既存施設への新規設備の導入等、交付対象事業の拡大を図ることが必要です。

- 4 新型コロナの影響により、地方への移住に関心が高まっている機会を逃すことなく、地方への新しい人の流れに確実につなげていくため、平成 27(2015)年から東京有楽町に設置している「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、移住促進に取り組んでいますが、東京圏からの移住者を増やし、担い手不足の解消など地域の活性化を目指すため、地方移住への後押しとなる移住支援事業の活用が必要です。

移住支援事業は、令和 2(2020)年 12 月に東京 23 区の大学等への通学期間も移住元要件の対象期間とされたほか、テレワーカーや専門人材等が活用できるよう制度が拡充されましたが、依然として、東京 23 区に在住または通勤の者を対象とするなど要件が厳しく、国全体としても活用が進んでいないため、さらなる要件の緩和および国による一層の周知・広報が必要です。

事務担当 戦略企画部企画課、地域連携部市町行財政課、地域支援課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

15 情報基盤改革への支援

(デジタル庁、総務省)

地方自治体における職員の働き方を見直し、業務の効率化や生産性の向上を図るとともに、住民目線での行政サービスを提供する行政DXの推進に向けて、三層分離の見直し等、情報基盤の抜本的な再構築に要する費用について集中的に財政支援を行うこと。

《現状・課題等》

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、社会全体でオンラインを活用した働き方の見直しが進んでいる中、地方自治体では、三層分離により、インターネットを通じた情報収集や情報提供、クラウドサービスの活用等の面で、職員の利便性や業務効率が著しく低下しています。
- 今後、クラウドサービスによるビジネスチャットやグループウェア等のデジタルコミュニケーションツールの効果的な活用や、多様なテレワーク環境を実現するため、多岐にわたる情報セキュリティ対策も含め、現在の情報基盤を抜本的に見直す必要があります。そのためには多額の費用が集中して必要となることから、国による支援が必要です。

事務担当 デジタル社会推進局スマート改革推進課
関係法令等 デジタル社会形成基本法、官民データ活用推進基本法

16 自治体情報システムの標準化・共通化についての支援

(デジタル庁、総務省)

- 1 基幹系 17 業務に付属または密接に連携する業務システムについても幅広く標準化・共通化の補助対象範囲に含め、ガバメントクラウドへの構築やガバメントクラウドとのデータ連携に係る費用に対して補助を行うこと。
- 2 自治体ごとに現行システムの契約期間等の状況が異なることから、ガバメントクラウド上のシステムへ移行等するための契約変更に伴う追加経費に対して全額補助を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 標準化・共通化の対象となる基幹系 17 業務に付属または密接に連携する業務システムについては、今後、その範囲や考え方について示されることとされています。対象となることが見込まれるシステムは基幹系 17 業務と同様、住民サービスに影響するシステムであることから、業務に支障が生じないよう、これらのシステムについても、幅広く標準化・共通化の補助対象範囲に含め、円滑な連携に向けて必要となるシステム改修やガバメントクラウド上への移行にかかる費用に対して、国による補助が必要です。
- 2 令和 7 (2025)年度までに標準準拠システムに移行するため、現行システムの契約期間の変更等が必要となった場合、不可避免的に発生する追加的な経費については、国による補助対象とすることが示されていますが、対象となる範囲や補助額の算定方法等は確定しておらず、該当する県内の自治体からも懸念の声が上がっています。予定年度までにすべての地方自治体が円滑にシステムの移行を完了するためには、追加的に発生する経費の全額を国による補助とすることが必要です。

事務担当 デジタル社会推進局スマート改革推進課
関係法令等 地方公共団体情報システム標準化に関する法律

17 地方が創意工夫により自立的な行財政運営を行うための地方一般財源の確保・充実等

(総務省)

- 1 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和6（2024）年度まで堅持された「地方一般財源総額実質同水準ルール」をもとに、今後も安定的な財政運営に必要な総額を確実に確保・充実すること。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の縮減を図るなど、地方財政の質の改善を推進すること。
- 3 今後も人口減少や公共施設等の老朽化が進展すると見込まれる中、公共施設等の集約化、長寿命化等に取り組むため、公共施設等適正管理推進事業債について、令和4（2022）年度以降も延長すること。
- 4 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場関連の行政需要への対応にも活用されており、貴重な財源となっているため、現行制度を堅持すること。

《現状・課題等》

- 1 令和3（2021）年度地方財政計画においては、地方の一般財源総額は、地方税・地方譲与税が前年度比で3.6兆円の減額となる一方で、地方交付税が前年度比で0.9兆円、臨時財政対策債が2.3兆円の増額となった結果、前年度比で0.3兆円減の63.1兆円となっています。なお、不交付団体水準超経費分を除く、交付団体ベースの一般財源総額は、前年度比で0.2兆円の増加となっています。

「骨太方針2021」において、2022年度～2024年度までの3年間の予算編成に関し、「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされており、いわゆる「一般財源総額実質同水準ルール」が堅持されましたが、今後も地方が責任を持って、新型コロナウイルス感染症により傷んだ暮らしと地域経済の再生・活性化はもとより、人口減少対策や南海トラフ地震等を想定した防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策など、地域の実情に応じたきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の財政需要を適切に積み上げ、地方一般財源総額の確保および充実を図る必要があります。
- 2 地方交付税の本来の役割である財源保障機能・財源調整機能を適切に発揮するためには、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを進め、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度の確立をめざすことが必要です。
- 3 今後も人口減少や公共施設等の老朽化が進展すると見込まれる中、地方が計画的に公共施設等の集約化、長寿命化等に取り組んでいくためには、令和4（2022）年度以降も公共施設等適正管理推進事業債を延長し、地方の財政負担の縮減を図ることが必要です。
- 4 ゴルフ場利用税は消費税との「二重課税」という指摘や、スポーツ振興の観点から、廃止や税負担の軽減を求める要望や議論があります。しかしながら、ゴルフ場利用税はアクセス道路の整備・維持管理をはじめとするゴルフ場関連の行政需要に対応していること、また、その7割がゴルフ場の所在する市町村に交付されており、都道府県・市町村の貴重な財源となっていることから、現行制度の堅持が必要です。

事務担当 総務部財政課、税務企画課、地域連携部市町行財政課
関係法令等 地方交付税法、地方税法

